

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	込木地区 (込木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻と露地野菜の複合経営が中心の小さい集落で担い手も少なく、10年後には耕作放棄となる水田や畑の増加が懸念される。耕作単位の農地面積も小さいなど大型機械による効率化も難しく、地区外からの担い手の呼び込みもできていない現状となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、今後も水稻を中心として露地野菜との並行した作物生産に取り組むこととなる見込みである。また、当地域の農事従事者については高齢化が進み農地の集約化も一層難しくなっており、今後、農地の賃貸借を進めるにしても、他地域や県内の事例を参考にしながら検討を進めたい。また、中山間地域のため畔や法面が大きくあり、草刈りに係る労力が大きく、機械化による省力化も並行して行う必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地集積をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、新規で農地を貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多い。他地域からの就農希望確保を目指すなど、新たな担い手確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病虫害防除作業をJAに委託するなどを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--